

令和4年度第1回 国土交通省航空局 入札監視委員会 審議概要		
開催日及び場所	令和4年8月1日(月) オンライン形式による開催	
委員	委員長：橋爪 宏達(大学改革支援・学位授与機構研究開発部 特任教授) 委員：江川 淳(日本橋江川法律事務所 代表弁護士) 委員：平田 輝満(茨城大学大学院理工学研究科 准教授)	
審議対象期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日	
工事	1 件	
建設コンサルタント業務等	1 件	
役務及び物品	1 件	
地方官署 工事・一般競争	0 件	
合計	3 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙) 委員からの意見、質問、それに対する回答等	
意 見 ・ 質 問	回 答
<p><b>【工事】</b> 一般競争 「システム開発評価・危機管理センター空港 管制処理システム（TAP S）設置工事外1 件工事」</p> <p>○受注者は過去にも管制機器の納入実績はあるのか（システム系は継続受注の傾向であるのではないかとの観点）。</p> <p>○総合評価について、工事成績表定点や同種工事の実績を評価するのは当然であると思うが、一方で新規参入の事業者にとっては、加点が難しいなど、参入が困難となる可能性もあり、どのように評価すべきか関心がある。</p>	<p>○本件は設置工事であるため、受注者がシステム開発業者等に偏ることはありません。過去にも複数社の応札実績があります。</p> <p>○総合評価の項目については、国土交通省のガイドラインに沿った評価項目としています。その上で、過去の入札監視委員会の指摘も踏まえ、それまで航空局の工事实績としていたところ、地方公共団体や民間発注における同種の工事实績も対象とするなど、門戸を広げる工夫を行っています。</p>
<p><b>【建設コンサルタント業務等】</b> 一般競争 「空港の地上支援業務（グランドハンドリング）の省人化・省力化等に向けた先端技術等の活用に関する検討調査」</p> <p>○競争参加資格の設定の考え方及び受注者が条件を満たしているとした判断基準は。</p> <p>○本件業務は工事などのように定型的な業務ではないように思うが、どのように予定価格を設定したのか。複数業者からの聞き取りなどをしたのか。</p>	<p>○業務内容がグランドハンドリングの基本調査のため、グランドハンドリング業務を理解していることを主眼に設定しています。受注者は類似の契約実績を有していたため条件を満たしていたと判断しました。</p> <p>○積算は積算基準に基づき、基本調査や現地調査などの項目により算定しており、特殊な内容で無い限り聞き取りは行っておりません。</p>

<p>○業務内容から他の事業者も参加可能と思われるが、入札参加者が受注者のみだったことについて考察しているか。</p>	<p>○入札説明書を交付した事業者は5社いましたが、技術者の確保ができず参加を見送ったなどの理由もあったようです。</p>
<p><b>【物品の販売】</b>  一般競争  「DME－91E型DME装置等の部品購入」</p> <p>○今回の調達品は予備品とのことだが、元々調達していた物が古くなったことから、一括して更新しているのか。</p> <p>○高額な発注になっているが、一体的なシステムに関連したものを1社でまとめて扱う必要があるのか。別々に分けると違う業者が受注可能とならないのか。</p> <p>○随意契約にしていないのは代理店間で競争の可能性あるからなのか。分割して発注した方が代理店も参加しやすいと思うが如何か。</p> <p>○装置の製造者しか受注できないことを防ぐ方策は検討されているか。汎用性の高い部品にすれば参入しやすくなると思うが。</p>	<p>○予備品については、障害発生時の交換データに基づいて、必要個数を計算し、まとめて発注をしています。</p> <p>○今回調達したものは、受注者が製造した装置の部品であり、部品の製造にあたっては、装置の製造者の技術情報を入手する必要があるため、製造者又はその代理店以外は受注が難しい状況です。</p> <p>○契約手続きの効率化の観点からまとめておりましたが、ご指摘を踏まえて検討します。</p> <p>○汎用性の高い部品を指定すると装置の設計等に制約を課すことになることや、装置の機能、性能、仕様はICAOの標準で決められたものとなっていることもあり困難です。</p>
<p><b>【抽出案件以外】</b></p> <p>○「飛行計画経路の短縮実現に向けた要件調査」は、落札率が相当に低いですが、特殊な事情があったのか。</p> <p>○「航空従事者試験官（整備士）の技量拡張訓練（航空工場整備士（タービン発動機）」の落札率が100%及び1社応札だがその理由は。</p>	<p>○特段の事情はなく、受注者の企業努力や参入魅力といったところが働いたものと思われます。</p> <p>○同じ飛行機でも搭載エンジンが異なることがあり、本件は、国内では受注者しか請け負うことが困難なものであったため、積算の参考見積もりを同社から徴していた結果、100%の落札率となっています。</p>